

特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件

○厚生労働省告示第二百七十一号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特掲診療料の施設基準等（平成二十年厚生労働省告示第六十三号）の一部を次の表のように改正し、令和四年十月一日から適用する。

令和四年九月五日

厚生労働大臣 加藤 勝信

改正後	改正前
<p>第十二 手術</p> <p>一 医科点数表第二章第十部手術通則第4号に掲げる手術等の施設基準等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 皮膚悪性腫瘍切除術（センチネルリンパ節加算を算定する場合に限る。）、皮膚移植術（死体）、自家脂肪注入、組織拡張器による再建手術（乳房（再建手術）の場合に限る。）、四肢・軀幹軟部悪性腫瘍手術（処理骨再建加算を算定する場合に限る。）、骨折観血的手術（緊急整復固定加算を算定する場合に限る。）、骨悪性腫瘍手術（処理骨再建加算を算定する場合に限る。）、骨移植術（軟骨移植術を含む。）（同種骨移植（非生体）（同種骨移植（特殊なもの）に限る。）及び自家培養軟骨移植術に限る。）、人工骨頭挿入術（緊急挿入加算を算定する場合に限る。）、後縦韌帯骨化症手術（前方進入によるもの）、椎間板内酵素注入療法、腫瘍脊椎骨全摘術、頭蓋内腫瘍摘出術（脳腫瘍覚醒下マッピング加算又は原発性悪性脳腫瘍光線力学療法加算を算定する場合に限る。）、内視鏡下脳腫瘍生検術、内視鏡下脳腫瘍摘出術、頭蓋骨形成手術（骨移動を伴うものに限る。）、脳刺激装置植込術、脳刺激装置交換術、頭蓋内電極植込術（脳深部電極によるもの（七本以上の電極による場合に限る。）に限る。）、癒着性脊髄くも膜炎手術（脊髄くも膜剥離操作を行うもの）、脊髄刺激装置植込術、脊髄刺激装置交換術、仙骨神経刺激装置植込術、仙骨神経刺激装置交換術、舌下神経電気刺激装置植込術、角結膜悪性腫瘍切除術、治療的角膜切除術（エキシマレーザーによるものに限る。）、角膜移植術（内皮移植加算を算定する場合に限る。）、羊膜移植術、緑内障手術（流出路再建術（眼内法に限る。）、緑内障治療用インプ</p>	<p>第十二 手術</p> <p>一 医科点数表第二章第十部手術通則第4号に掲げる手術等の施設基準等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 皮膚悪性腫瘍切除術（センチネルリンパ節加算を算定する場合に限る。）、皮膚移植術（死体）、自家脂肪注入、組織拡張器による再建手術（乳房（再建手術）の場合に限る。）、四肢・軀幹軟部悪性腫瘍手術（処理骨再建加算を算定する場合に限る。）、骨折観血的手術（緊急整復固定加算を算定する場合に限る。）、骨悪性腫瘍手術（処理骨再建加算を算定する場合に限る。）、骨移植術（軟骨移植術を含む。）（同種骨移植（非生体）（同種骨移植（特殊なもの）に限る。）及び自家培養軟骨移植術に限る。）、人工骨頭挿入術（緊急挿入加算を算定する場合に限る。）、後縦韌帯骨化症手術（前方進入によるもの）、椎間板内酵素注入療法、腫瘍脊椎骨全摘術、頭蓋内腫瘍摘出術（脳腫瘍覚醒下マッピング加算又は原発性悪性脳腫瘍光線力学療法加算を算定する場合に限る。）、内視鏡下脳腫瘍生検術、内視鏡下脳腫瘍摘出術、頭蓋骨形成手術（骨移動を伴うものに限る。）、脳刺激装置植込術、脳刺激装置交換術、頭蓋内電極植込術（脳深部電極によるもの（七本以上の電極による場合に限る。）に限る。）、癒着性脊髄くも膜炎手術（脊髄くも膜剥離操作を行うもの）、脊髄刺激装置植込術、脊髄刺激装置交換術、仙骨神経刺激装置植込術、仙骨神経刺激装置交換術、舌下神経電気刺激装置植込術、角結膜悪性腫瘍切除術、治療的角膜切除術（エキシマレーザーによるものに限る。）、角膜移植術（内皮移植加算を算定する場合に限る。）、羊膜移植術、緑内障手術（流出路再建術（眼内法に限る。）、緑内障治療用インプ</p>

ラント挿入術（プレートのあるもの）、水晶体再建術併用眼内ドレーン挿入術及び濾過胞再建術（needle法）の場合に限る。）、網膜付着組織を含む硝子体切除術（眼内内視鏡を用いるもの）、網膜再建術、植込型骨導補聴器（直接振動型）植込術、耳管用補綴材挿入術、経外耳道的内視鏡下鼓室形成術、人工中耳植込術、人工内耳植込術、植込型骨導補聴器移植術、植込型骨導補聴器交換術、内視鏡下鼻・副鼻腔手術Ⅴ型（拡大副鼻腔手術）、経鼻内視鏡下鼻副鼻腔悪性腫瘍手術（頭蓋底郭清、再建を伴うもの）、鏡視下咽頭悪性腫瘍手術（軟口蓋悪性腫瘍手術を含む。）、内喉頭筋内注入術（ボツリヌス毒素によるもの）、鏡視下喉頭悪性腫瘍手術、喉頭形成手術（甲状軟骨固定用器具を用いたものに限る。）、上顎骨形成術（骨移動を伴う場合に限る。）、下顎骨形成術（骨移動を伴う場合に限る。）、顎関節人工関節全置換術、内視鏡下甲状腺部分切除、腺腫摘出術、内視鏡下バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）、内視鏡下甲状腺悪性腫瘍手術、内視鏡下副甲状腺（上皮小体）腺腫過形成手術、頭頸部悪性腫瘍光線力学療法、乳腺腫瘍画像ガイド下吸引術（一連につき）（MRIによるものに限る。）、乳房切除術（一の③に規定する患者に対して行う場合に限る。）、乳腺悪性腫瘍手術（単純乳房切除術（乳腺全摘術）、乳房部分切除術（腋窩部郭清を伴わないもの）、乳房切除術（腋窩部郭清を伴わないもの）、乳房部分切除術（腋窩部郭清を伴うもの（内視鏡下によるものを含む。））、乳房切除術（腋窩鎖骨下部郭清を伴うもの）・胸筋切除を併施しないもの、乳房切除術（腋窩鎖骨下部郭清を伴うもの）・胸筋切除を併施するもの及び拡大乳房切除術（胸骨旁、鎖骨上、下窩など郭清を併施するもの）については、乳がんセンチネルリンパ節加算1又は乳がんセンチネルリンパ節加算2を算定する場合に限る。）、ゲル充填人工乳房を用いた乳房再建術（乳房切除後）、肺悪性腫瘍手術（壁側・臓側胸膜全切除（横隔膜、心膜合併切

ラント挿入術（プレートのあるもの）、水晶体再建術併用眼内ドレーン挿入術及び濾過胞再建術（needle法）の場合に限る。）、網膜付着組織を含む硝子体切除術（眼内内視鏡を用いるもの）、網膜再建術、植込型骨導補聴器（直接振動型）植込術、耳管用補綴材挿入術、経外耳道的内視鏡下鼓室形成術、人工中耳植込術、人工内耳植込術、植込型骨導補聴器移植術、植込型骨導補聴器交換術、内視鏡下鼻・副鼻腔手術Ⅴ型（拡大副鼻腔手術）、経鼻内視鏡下鼻副鼻腔悪性腫瘍手術（頭蓋底郭清、再建を伴うもの）、内喉頭筋内注入術（ボツリヌス毒素によるもの）、喉頭形成手術（甲状軟骨固定用器具を用いたものに限る。）、上顎骨形成術（骨移動を伴う場合に限る。）、下顎骨形成術（骨移動を伴う場合に限る。）、顎関節人工関節全置換術、内視鏡下甲状腺部分切除、腺腫摘出術、内視鏡下バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）、内視鏡下甲状腺悪性腫瘍手術、内視鏡下副甲状腺（上皮小体）腺腫過形成手術、頭頸部悪性腫瘍光線力学療法、乳腺腫瘍画像ガイド下吸引術（一連につき）（MRIによるものに限る。）、乳房切除術（一の③に規定する患者に対して行う場合に限る。）、乳腺悪性腫瘍手術（単純乳房切除術（乳腺全摘術）、乳房部分切除術（腋窩部郭清を伴わないもの）、乳房切除術（腋窩部郭清を伴わないもの）、乳房部分切除術（腋窩部郭清を伴うもの（内視鏡下によるものを含む。））、乳房切除術（腋窩鎖骨下部郭清を伴うもの）・胸筋切除を併施しないもの、乳房切除術（腋窩鎖骨下部郭清を伴うもの）・胸筋切除を併施するもの及び拡大乳房切除術（胸骨旁、鎖骨上、下窩など郭清を併施するもの）については、乳がんセンチネルリンパ節加算1又は乳がんセンチネルリンパ節加算2を算定する場合に限る。）、ゲル充填人工乳房を用いた乳房再建術（乳房切除後）、肺悪性腫瘍手術（壁側・臓側胸膜全切除（横隔膜、心膜合併切

除を伴うもの)に限る。)、胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術(気管支形成を伴う肺切除に限る。)、同種死体肺移植術、生体部分肺移植術、食道縫合術(穿孔、損傷)(内視鏡によるものに限る。)、内視鏡下筋層切開術、経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈形成術(特殊カテーテルによるもの)、経皮的冠動脈ステント留置術、胸腔鏡下弁形成術、経カテーテル弁置換術、胸腔鏡下弁置換術、経皮的僧帽弁クリップ術、胸腔鏡下動脈管開存閉鎖術、不整脈手術(左心耳閉鎖術(胸腔鏡下によるもの及び経カテーテル的手術によるものに限る。))に限る。)、経皮的カテーテル心筋焼灼術(磁気ナビゲーション加算を算定する場合に限る。)、経皮的中隔心筋焼灼術、ペースメーカー移植術、ペースメーカー交換術、植込型心電図記録計移植術、植込型心電図記録計摘出術、両心室ペースメーカー移植術、両心室ペースメーカー交換術、植込型除細動器移植術、植込型除細動器交換術、両室ペーシング機能付き植込型除細動器移植術、両室ペーシング機能付き植込型除細動器交換術、経静脈電極抜去術、大動脈バルーンポンピング法(IABP法)、経皮的循環補助法(ポンプカテーテルを用いたもの)、補助人工心臓、小児補助人工心臓、植込型補助人工心臓(非拍動流型)、同種心移植術、同種心肺移植術、骨格筋由来細胞シート心表面移植術、経皮的大動脈遮断術、経皮的下肢動脈形成術、内視鏡下肢静脈瘤不全穿通枝切離術、腹腔鏡下リンパ節群郭清術(後腹膜、傍大動脈及び側方に限る。)、腹腔鏡下小切開骨盤内リンパ節群郭清術、腹腔鏡下小切開後腹膜リンパ節群郭清術、ダメージコントロール手術、腹腔鏡下小切開後腹膜腫瘍摘出術、腹腔鏡下小切開後腹膜悪性腫瘍手術、内視鏡下胃、十二指腸穿孔瘻孔閉鎖術、内視鏡的逆流防止粘膜切除術、腹腔鏡下十二指腸局所切除術(内視鏡処置を併施するもの)、腹腔鏡下胃切除術(悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの)に限る。)、腹腔鏡下噴門側胃切除術(悪性腫瘍手術(内視鏡

手術用支援機器を用いるもの)に限る。))に限る。)、同種死体肺移植術、生体部分肺移植術、食道縫合術(穿孔、損傷)(内視鏡によるものに限る。)、内視鏡下筋層切開術、経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈形成術(特殊カテーテルによるもの)、経皮的冠動脈ステント留置術、胸腔鏡下弁形成術、経カテーテル弁置換術、胸腔鏡下弁置換術、経皮的僧帽弁クリップ術、胸腔鏡下動脈管開存閉鎖術、不整脈手術(左心耳閉鎖術(胸腔鏡下によるもの及び経カテーテル的手術によるものに限る。))に限る。)、経皮的カテーテル心筋焼灼術(磁気ナビゲーション加算を算定する場合に限る。)、経皮的中隔心筋焼灼術、ペースメーカー移植術、ペースメーカー交換術、植込型心電図記録計移植術、植込型心電図記録計摘出術、両心室ペースメーカー移植術、両心室ペースメーカー交換術、植込型除細動器移植術、植込型除細動器交換術、両室ペーシング機能付き植込型除細動器移植術、両室ペーシング機能付き植込型除細動器交換術、経静脈電極抜去術、大動脈バルーンポンピング法(IABP法)、経皮的循環補助法(ポンプカテーテルを用いたもの)、補助人工心臓、小児補助人工心臓、植込型補助人工心臓(非拍動流型)、同種心移植術、同種心肺移植術、骨格筋由来細胞シート心表面移植術、経皮的大動脈遮断術、経皮的下肢動脈形成術、内視鏡下肢静脈瘤不全穿通枝切離術、腹腔鏡下リンパ節群郭清術(後腹膜、傍大動脈及び側方に限る。)、腹腔鏡下小切開骨盤内リンパ節群郭清術、腹腔鏡下小切開後腹膜リンパ節群郭清術、ダメージコントロール手術、腹腔鏡下小切開後腹膜腫瘍摘出術、腹腔鏡下小切開後腹膜悪性腫瘍手術、内視鏡下胃、十二指腸穿孔瘻孔閉鎖術、内視鏡的逆流防止粘膜切除術、腹腔鏡下十二指腸局所切除術(内視鏡処置を併施するもの)、腹腔鏡下胃切除術(悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの)に限る。)、腹腔鏡下噴門側胃切除術(悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの)に限る。))に限る。)、腹腔鏡下胃全摘術(悪性腫瘍手術(内視鏡

手術用支援機器を用いるもの)に限る。)、腹腔鏡下胃全摘術(悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの)に限る。)、腹腔鏡下胃縮小術(スリーブ状切除によるもの)、胃瘻閉鎖術(内視鏡によるものに限る。)、バルーン閉塞下逆行性経静脈的塞栓術、腹腔鏡下胆嚢悪性腫瘍手術(胆嚢床切除を伴うもの)、胆管悪性腫瘍手術(臍頭十二指腸切除及び肝切除(葉以上)を伴うものに限る。)、体外衝撃波胆石破碎術、腹腔鏡下胆道閉鎖症手術、腹腔鏡下肝切除術、移植用部分肝採取術(生体)(腹腔鏡によるものに限る。)、体尾部腫瘍切除術、腹腔鏡下臍頭部腫瘍切除術、同種死体臍移植術、同種死体臍腎移植術、同種死体臍島移植術、生体部分小腸移植術、同種死体小腸移植術、早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剝離術、内視鏡的小腸ポリープ切除術、小腸瘻閉鎖術(内視鏡によるものに限る。)、結腸瘻閉鎖術(内視鏡によるものに限る。)、腹腔鏡下小切開副腎摘出術、副腎腫瘍ラジオ波焼灼療法、体外衝撃波腎・尿管結石破碎術、腹腔鏡下小切開腎部分切除術、腹腔鏡下小切開腎摘出術、腹腔鏡下小切開腎(尿管)悪性腫瘍手術、腎腫瘍凝固・焼灼術(冷凍凝固によるもの)、腹腔鏡下腎悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの)、腹腔鏡下尿管悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの)、腎(腎盂)腸瘻閉鎖術(内視鏡によるものに限る。)、同種死体腎移植術、生体腎移植術、腹腔鏡下小切開尿管腫瘍摘出術、尿管腸瘻閉鎖術(内視鏡によるものに限る。)、膀胱水圧拡張術、ハンナ型間質性膀胱炎手術(経尿道)、腹腔鏡下小切開膀胱腫瘍摘出術、腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術、腹腔鏡下小切開膀胱悪性腫瘍手術、膀胱腸瘻閉鎖術(内視鏡によるものに限る。)、尿道形成手術(前部尿道(一の(3)に規定する患者に対して行う場合に限る。))に限る。)、尿道下裂形成手術(一の(3)に規定する患者に対して行う場合に限る。)、陰茎形成術(一の(3)に規定する患者に対して行う場合に限る。)、人工尿道

手術用支援機器を用いるもの)に限る。)、腹腔鏡下胃縮小術(スリーブ状切除によるもの)、胃瘻閉鎖術(内視鏡によるものに限る。)、バルーン閉塞下逆行性経静脈的塞栓術、腹腔鏡下胆嚢悪性腫瘍手術(胆嚢床切除を伴うもの)、胆管悪性腫瘍手術(臍頭十二指腸切除及び肝切除(葉以上)を伴うものに限る。)、体外衝撃波胆石破碎術、腹腔鏡下胆道閉鎖症手術、移植用部分肝採取術(生体)(腹腔鏡によるものに限る。)、体尾部腫瘍切除術、腹腔鏡下臍頭部腫瘍切除術、同種死体臍移植術、同種死体臍腎移植術、同種死体臍島移植術、生体部分小腸移植術、同種死体小腸移植術、早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剝離術、内視鏡的小腸ポリープ切除術、小腸瘻閉鎖術(内視鏡によるものに限る。)、結腸瘻閉鎖術(内視鏡によるものに限る。)、腹腔鏡下直腸切除・切断術(超低位前方切除術及び経肛門吻合を伴う切除術に限る。)、腹腔鏡下小切開副腎摘出術、副腎腫瘍ラジオ波焼灼療法、体外衝撃波腎・尿管結石破碎術、腹腔鏡下小切開腎部分切除術、腹腔鏡下小切開腎摘出術、腹腔鏡下小切開腎(尿管)悪性腫瘍手術、腎腫瘍凝固・焼灼術(冷凍凝固によるもの)、腹腔鏡下腎悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの)、腹腔鏡下尿管悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの)、腎(腎盂)腸瘻閉鎖術(内視鏡によるものに限る。)、同種死体腎移植術、生体腎移植術、腹腔鏡下小切開尿管腫瘍摘出術、尿管腸瘻閉鎖術(内視鏡によるものに限る。)、膀胱水圧拡張術、ハンナ型間質性膀胱炎手術(経尿道)、腹腔鏡下小切開膀胱腫瘍摘出術、腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術、腹腔鏡下小切開膀胱悪性腫瘍手術、膀胱腸瘻閉鎖術(内視鏡によるものに限る。)、尿道形成手術(前部尿道(一の(3)に規定する患者に対して行う場合に限る。))に限る。)、尿道下裂形成手術(一の(3)に規定する患者に対して行う場合に限る。)、陰茎形成術(一の(3)に規定する患者に対して行う場合に限る。)、人工尿道括約筋植込・置換

括約筋植込・置換術、膀胱頸部形成術（膀胱頸部吊上術以外）
）、陰茎全摘術（一の③に規定する患者に対して行う場合に限る。）
）、埋没陰茎手術、精巣摘出術（一の③に規定する患者に対して行う場合に限る。）
）、陰嚢水腫手術（鼠径部切開によるものに限る。）
）、精巣内精子採取術、焦点式高エネルギー超音波療法、腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術、腹腔鏡下小切開前立腺悪性腫瘍手術、腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）
）、会陰形成手術（筋層に及ばないもの（一の③に規定する患者に対して行う場合に限る。）に限る。）
）、陰嚢閉鎖術（内視鏡によるものに限る。）
）、造陰術、陰閉鎖症術（遊離植皮によるもの、腸管形成によるもの及び筋皮弁移植によるもの（一の③に規定する患者に対して行う場合に限る。）に限る。）
）、腹腔鏡下仙骨隆固定術、子宮全摘術（一の③に規定する患者に対して行う場合に限る。）
）、腹腔鏡下腔式子宮全摘術（一の③に規定する患者に対して行う場合に限る。）
）、腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術、腹腔鏡下子宮瘢痕部修復術、人工授精、胚移植術、子宮附属器腫瘍摘出術（両側）（一の③に規定する患者に対して行う場合に限る。）
）、採卵術、内視鏡的胎盤吻合血管レーザー焼灼術、胎児胸腔・羊水腔シャント術、無心体双胎焼灼術、胎児輸血術、臍帯穿刺、体外式膜型人工肺管理料、体外受精・顕微授精管理料、受精卵・胚培養管理料及び胚凍結保存管理料の施設基準

イ 当該療養を行うにつき十分な専用施設を有している病院であること。ただし、椎間板内酵素注入療法、脊髄刺激装置植込術、脊髄刺激装置交換術、治療的角膜切除術（エキシマレーザーによるものに限る。）
）、組織拡張器による再建手術（乳房（再建手術）の場合に限る。）
）、角膜移植術（内皮移植加算を算定する場合に限る。）
）、緑内障手術（流出路再建術（眼内法に限る。）
）、緑内障治療用インプラント挿入術（プレートのあるもの）
）、水晶体再建術併用眼

術、膀胱頸部形成術（膀胱頸部吊上術以外）
）、陰茎全摘術（一の③に規定する患者に対して行う場合に限る。）
）、埋没陰茎手術、精巣摘出術（一の③に規定する患者に対して行う場合に限る。）
）、陰嚢水腫手術（鼠径部切開によるものに限る。）
）、精巣内精子採取術、焦点式高エネルギー超音波療法、腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術、腹腔鏡下小切開前立腺悪性腫瘍手術、腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）
）、会陰形成手術（筋層に及ばないもの（一の③に規定する患者に対して行う場合に限る。）に限る。）
）、陰嚢閉鎖術（内視鏡によるものに限る。）
）、造陰術、陰閉鎖症術（遊離植皮によるもの、腸管形成によるもの及び筋皮弁移植によるもの（一の③に規定する患者に対して行う場合に限る。）に限る。）
）、腹腔鏡下仙骨隆固定術、子宮全摘術（一の③に規定する患者に対して行う場合に限る。）
）、腹腔鏡下腔式子宮全摘術（一の③に規定する患者に対して行う場合に限る。）
）、腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術、腹腔鏡下子宮瘢痕部修復術、人工授精、胚移植術、子宮附属器腫瘍摘出術（両側）（一の③に規定する患者に対して行う場合に限る。）
）、採卵術、内視鏡的胎盤吻合血管レーザー焼灼術、胎児胸腔・羊水腔シャント術、無心体双胎焼灼術、胎児輸血術、臍帯穿刺、体外式膜型人工肺管理料、体外受精・顕微授精管理料、受精卵・胚培養管理料及び胚凍結保存管理料の施設基準

イ 当該療養を行うにつき十分な専用施設を有している病院であること。ただし、椎間板内酵素注入療法、脊髄刺激装置植込術、脊髄刺激装置交換術、治療的角膜切除術（エキシマレーザーによるものに限る。）
）、組織拡張器による再建手術（乳房（再建手術）の場合に限る。）
）、角膜移植術（内皮移植加算を算定する場合に限る。）
）、緑内障手術（緑内障治療用インプラント挿入術（プレートのあるもの）
）、水晶体再建術併用眼内ドレーン挿入術）
）、網膜付着組織

内ドレーン挿入術及び濾過腔再建術（Beebe法）、網膜
附着組織を含む硝子体切除術（眼内内視鏡を用いるもの）、
乳腺悪性腫瘍手術（単純乳房切除術（乳腺全摘術）、乳
房部分切除術（腋窩部郭清を伴わないもの）、乳房切除術
（腋窩部郭清を伴わないもの）、乳房部分切除術（腋窩部
郭清を伴うもの（内視鏡下によるものを含む。））、乳房
切除術（腋窩鎖骨下部郭清を伴うもの）・胸筋切除を併施
しないもの、乳房切除術（腋窩鎖骨下部郭清を伴うもの）
・胸筋切除を併施するもの及び拡大乳房切除術（胸骨旁、
鎖骨上、下窩など郭清を併施するもの）については、乳が
んセンチネルリンパ節加算1又は乳がんセンチネルリンパ
節加算2を算定する場合に限る。）、ゲル充填人工乳房を
用いた乳房再建術（乳房切除後）、経皮的冠動脈形成術、
経皮的冠動脈ステント留置術、植込型心電図記録計移植術
、植込型心電図記録計摘出術、腹腔鏡下胃縮小術（スリー
ブ状切除によるもの）、膀胱水圧拡張術、ハンナ型間質性
膀胱炎手術（経尿道）、ペースメーカー移植術、ペースメ
ーカー交換術、大動脈バルーンポンピング法（IABP法）
、腹腔鏡下仙骨腫固定術、耳管用補綴材挿入術、精巣内
精子採取術、人工授精、胚移植術、採卵術、体外受精・顕
微授精管理料、受精卵・胚培養管理料及び胚凍結保存管理
料については、診療所（椎間板内酵素注入療法、脊髓刺激
装置植込術、脊髓刺激装置交換術、乳腺悪性腫瘍手術、
膀胱水圧拡張術、ハンナ型間質性膀胱炎手術（経尿道）及
び腹腔鏡下仙骨腫固定術については有床診療所に限り、植
込型心電図記録計移植術及び植込型心電図記録計摘出術に
ついてはペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術
に係る届出を行っている診療所に限る。）でもよいことと
する。

(3) ロ (略)

を含む硝子体切除術（眼内内視鏡を用いるもの）、乳腺悪
性腫瘍手術（単純乳房切除術（乳腺全摘術）、乳房部分切
除術（腋窩部郭清を伴わないもの）、乳房切除術（腋窩部
郭清を伴わないもの）、乳房部分切除術（腋窩部郭清を伴
うもの（内視鏡下によるものを含む。））、乳房切除術（
腋窩鎖骨下部郭清を伴うもの）・胸筋切除を併施しないも
の、乳房切除術（腋窩鎖骨下部郭清を伴うもの）・胸筋切
除を併施するもの及び拡大乳房切除術（胸骨旁、鎖骨上、
下窩など郭清を併施するもの）については、乳がんセンチ
ネルリンパ節加算1又は乳がんセンチネルリンパ節加算2
を算定する場合に限る。）、ゲル充填人工乳房を用いた乳
房再建術（乳房切除後）、経皮的冠動脈形成術、経皮的冠
動脈ステント留置術、植込型心電図記録計移植術、植込型
心電図記録計摘出術、腹腔鏡下胃縮小術（スリーブ状切除
によるもの）、膀胱水圧拡張術、ペースメーカー移植術、
ペースメーカー交換術、大動脈バルーンポンピング法（I
ABP法）、腹腔鏡下仙骨腫固定術、耳管用補綴材挿入術
、精巣内精子採取術、人工授精、胚移植術、採卵術、体外
受精・顕微授精管理料、受精卵・胚培養管理料及び胚凍結
保存管理料については、診療所（椎間板内酵素注入療法、
脊髓刺激装置植込術、脊髓刺激装置交換術、乳腺悪性腫瘍
手術、膀胱水圧拡張術及び腹腔鏡下仙骨腫固定術について
は有床診療所に限り、植込型心電図記録計移植術及び植込
型心電図記録計摘出術についてはペースメーカー移植術及
びペースメーカー交換術に係る届出を行っている診療所に
限る。）でもよいこととする。

(3) ロ (略)

二〇四 (略)

第十五 調剤

一〇九の三 (略)

九の四 削除

九の五 調剤管理料の注6に規定する医療情報・システム基盤整備体制充実加算の施設基準

- (1) 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令(昭和五十一年厚生省令第三十六号)第一条に規定する電子情報処理組織の使用による請求を行っていること。
- (2) 健康保険法第三条第十三項に規定する電子資格確認を行う体制を有していること。
- (3) (2)の体制に関する事項及び質の高い調剤を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して調剤を行うことについて、当該保険薬局の見やすい場所及びホームページ等に掲示していること。

十〇十三 (略)

二〇四 (略)

第十五 調剤

一〇九の三 (略)

九の四 調剤管理料の注5に規定する電子的保健医療情報活用加算の施設基準

- (1) 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令(昭和五十一年厚生省令第三十六号)第一条に規定する電子情報処理組織の使用による請求を行っていること。
- (2) 健康保険法第三条第十三項に規定する電子資格確認を行う体制を有していること。
- (3) (2)の体制に関する事項について、当該保険薬局の見やすい場所に掲示していること。

(新設)

十〇十三 (略)